



FujiPharma

第61期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
8階「大ホール」

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

ご案内

- 本総会ではお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討ください。
- 今後の状況変化により本総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.fujipharma.jp>) にてお知らせいたします。

富士製薬工業株式会社

証券コード：4554

株 主 各 位

証券コード 4554
2025年12月1日
(電子提供措置の開始日 2025年11月27日)

東京都千代田区三番町 5 番地 7
富士製薬工業株式会社
代表取締役社長 森田 周平

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第61期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.fujipharma.jp/ir/stock/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスいただき、当社名又は証券コード（4554）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

本総会につきましては、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁記載の「議決権行使についてのご案内」及び4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年12月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

今後の状況変化により本総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.fujipharma.jp>）にてお知らせいたします。

敬 具

記

1 日	時	2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場	所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階「大ホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第61期（2024年10月1日から2025年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件 2. 第61期（2024年10月1日から2025年9月30日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 取締役の報酬額改定の件 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の書類を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・事業報告のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針
- ・連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

2025年12月18日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

3

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

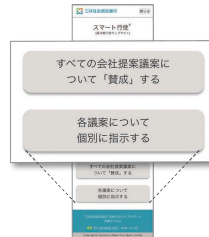
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年12月12日（金曜日）午後5時到着分まで

本株主総会の目的事項に関する事前質問を受け付けております。

いただきましたご質問の中で株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日に回答させていただきます。

なお、個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

下記サイトから必要事項をご記入ください。

<https://jp.surveymonkey.com/r/D9R9QT8>



インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル



0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本方針としており、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して財務体質の強化に必要な内部留保にも意を用い、第61期の期末配当金につきましては1株につき金25.5円とさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 25.5円 とさせていただきたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は624,634,154円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年12月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふり 氏 名	当 社 に お け る 現 在 の 地 位	候補者属性		
1	岩井孝之	代表取締役会長	再任		
2	森田周平	代表取締役社長	再任		
3	上出豊幸	取締役 副社長	再任		
4	鈴木聡	取締役 副社長	再任		
5	平井敬二	取締役	再任	社外	独立
6	木山啓子	取締役	再任	社外	独立
7	小澤実	取締役	再任	社外	
8	平野清久		新任	社外	独立
9	小島玲子		新任	社外	独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

1 岩井 孝之

1964年2月24日生

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	三井物産(株)入社	2017年7月	米国三井物産(株) SVP兼米州本部コンシューマー サービス事業商品本部長
1991年6月	イタリア三井物産(株)	2019年10月	当社入社
1995年6月	三井物産(株)ライフサイエンス事 業部ファルマ・メディカル事業室	2019年10月	副社長兼COO、研究開発本部長
2003年2月	ドイツ三井物産(株)スペシャリティ 化学品部長	2019年10月	社長兼研究開発本部長
2006年12月	当社出向	2019年12月	代表取締役社長兼研究開発本部長
2008年7月	取締役兼経営企画室マネージャー	2021年1月	OLIC (Thailand) Limited Director
2011年7月	三井物産(株)アグリサイエンス事 業部欧州事業室長	2024年10月	代表取締役会長 (現任)
	同社コンシューマーサービス事業本部 メディカル・ヘルスケア事業第二部長		



所有する当社の株式数

14,954株

取締役候補者とした理由

岩井孝之氏は、長年大手商社における業務執行者としての医薬品分野の豊富な知識・経験を有し、2019年12月から当社の代表取締役社長、2024年10月からは代表取締役会長を務めてきました。これらの豊富な知識・経験・能力を活かし、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者としています。

2 森田 周平

1974年12月11日生

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年4月	藤沢ファインソフズ(株) (現サノフ イ(株)) 入社	2018年10月	営業本部長
2003年6月	グラクソ・スミスクライン(株)入社	2019年10月	営業本部長兼営業企画部長
2009年7月	明祐工業(株)入社	2021年10月	常務執行役員 SCM部長
2010年9月	当社入社	2023年10月	経営企画部長
2016年10月	執行役員 営業部長	2023年12月	取締役
		2024年10月	代表取締役社長 (現任)
		2025年1月	OLIC (Thailand) Limited Director (現任)



所有する当社の株式数

4,241株

取締役候補者とした理由

森田周平氏は、製薬企業における営業、マーケティングの豊富な経験を有しており、当社の営業部門及びサプライチェーンマネジメントの責任者や、2023年12月から当社の取締役、2024年10月からは代表取締役社長を務めてきました。これらの豊富な知識・経験・能力を活かし、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者としています。

3 上出 豊幸

1965年3月1日生

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月	野村貿易(株)入社	2015年3月	執行役員
2000年4月	当社入社	2016年10月	常務執行役員
2000年10月	経営企画室マネージャー	2017年10月	コーポレート本部長兼コーポレート企画部長
2003年12月	取締役	2017年12月	取締役(現任)
2006年10月	管理部マネージャー	2019年10月	経営管理部長
2010年10月	管理部長	2020年10月	SCM部長
2012年10月	OLIC (Thailand) Limited Director	2021年10月	副社長兼富山工場長
2013年10月	OLIC (Thailand) Limited 出向 Managing Director	2021年11月	OLIC (Thailand) Limited Director (現任)
		2025年10月	副社長兼経営管理本部長(現任)



所有する当社の株式数

21,373株

取締役候補者とした理由

上出豊幸氏は、当社のコーポレート部門や工場の責任者及び海外子会社の社長を務めてきました。これらの豊富な知識・経験・能力を活かし、当社の中長期的な企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としています。

4 すず き さとし 鈴木 聡

1963年7月26日生

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月	エーザイ(株)入社	2013年7月	アイロム製薬(株)(現ネオクリティケア製薬(株))入社
2002年4月	Eisai Ltd. (現Eisai Europe Ltd.) Director of Europe	2014年1月	同社代表取締役
2004年6月	Eisai S.A.S President, General Manager	2014年4月	YLバイオロジクス(株)代表取締役
2010年6月	衛材(中国)薬業有限公司 アジア事業 戦略企画部長	2016年3月	参天製薬(株)入社 執行役員 アジア事業部長
2011年4月	同社副総経理 衛材(蘇州)貿易有限公司 総経理	2017年4月	同社執行役員 企画本部長
2012年10月	エーザイ(株) グローバル計画部 部長	2017年10月	同社常務執行役員 企画本部長
2012年12月	同社 人材開発本部 タレントマネジメント部統括部長	2022年8月	当社入社 副社長兼経営戦略本部長(現任)
		2022年12月	取締役(現任)
		2025年1月	OLIC (Thailand) Limited Director (現任)



所有する当社の株式数

1,304株

取締役候補者とした理由

鈴木聡氏は、長年にわたる大手製薬会社における業務執行者としての医薬品分野の豊富な知識・経験を有し、2022年12月から当社取締役を務めてきました。これらの豊富な知識・経験・能力を活かし、当社の中長期的な企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としています。

5 平井 敬二

1949年10月31日生

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年4月	杏林製薬(株)入社	2012年6月	杏林製薬(株)取締役相談役
2002年6月	同社取締役 創薬研究本部長	2013年6月	同社相談役
2004年12月	ActivX Biosciences, Inc. (SanDiego) Director	2016年12月	当社社外取締役（現任）
2005年6月	杏林製薬(株)取締役 常務執行役員 創薬研究本部長	2018年1月	(株)Trans Chromosomics 社外取締役
2006年1月	(株)キョーリン取締役 知的財産担当	2018年6月	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業 プログラムオフィサー（現任）
2007年6月	(株)キョーリン取締役 専務執行役員 知的財産担当 杏林製薬(株)取締役 専務執行役員 研究本部長 知的財産担当	2019年5月	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 課題評価委員
2008年6月	(株)キョーリン取締役 専務執行役員 研究・開発・知的財産担当 杏林製薬(株)取締役 専務執行役員 研究本部長 開発本部・知的財産担当	2022年11月	北里研究所 北里大学 大村智記念研究所 客員教授（現任）
2009年6月	(株)キョーリン取締役 杏林製薬(株)代表取締役社長 研究開発本部長 事業開発部担当	2023年6月	国立大学法人 山梨大学 研究推進・社会連携機構 客員教授（現任）
		2024年6月	同大学 大村記念微生物資源研究フロウティラ チーフアドバイザー（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平井敬二氏は、医薬品企業での経営者としての経験と研究開発で培った豊富な見識を有していることから、研究開発や販売計画立案などにおける当社の中長期的な企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数

6,900株

6 木山 啓子

1960年2月21日生

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	(株)サンコーシャ 貿易部 入社	2014年2月	一般財団法人教育支援グローバル基金（現公益財団法人教育支援グローバル基金） 評議員
1986年5月	礦産貿易(株) 入社	2016年4月	特定非営利活動法人ジェン共同代表理事
1992年5月	(株)ユニスコープ（現(株)ユニスコープ研究開発） 入社	2016年4月	NHK国際放送番組審議会 審議員
1993年5月	グローバルリンクマネージメント(株) 入社	2016年5月	学校法人立教学院 理事
1994年5月	特定非営利活動法人ジェン共同創設	2016年9月	国連中央緊急対応基金 諮問委員
	旧ユーゴスラビア事業 地域代表	2018年9月	特定非営利活動法人ジェン理事・事務局長（現任）
2000年4月	同法人理事	2020年6月	一般財団法人教育支援グローバル基金（同上）理事
2000年7月	同法人理事・事務局長	2020年12月	当社社外取締役（現任）
2007年4月	特定非営利活動法人明るい社会づくり運動 理事	2025年6月	一般社団法人東洋と西洋の知の融合研究所 監事（現任）
2007年6月	特定非営利活動法人国際協力NGOセンター 理事		
2011年4月	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 共同代表理事・理事		



■ 所有する当社の株式数

2,100株

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

木山啓子氏は、国際支援活動におけるグローバルな経験、長年の組織におけるマネジメント経験及びダイバーシティ経営に対する高い見識を有していることから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者となりました。

7 お ざわ みのる 小澤 実

1962年1月23日生

再任

社外



■ 所有する当社の株式数

2,800株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	(株)太陽神戸銀行（現(株)三井住友銀行）入行	2005年7月	行政書士小澤法務事務所 開設所長（現任）
1994年8月	(株)さくら銀行（現(株)三井住友銀行）為替資金部（東京）Chief Dealer of Spot USD/JPY Desk（日本銀行担当）	2007年11月	UBS ウェルス・マネジメント（UBS銀行東京支店）入社 ディレクター Desk Head
1995年1月	東京外国為替市場慣行委員会（現東京外国為替市場委員会）委員	2010年9月	(有)FJプランニング（現(有)FJP）入社 代表取締役社長（現任）
1997年7月	(株)さくら銀行（同上）為替資金部（ロンドン）Head of Option Desk（Joint Head of Trading Group）	2011年1月	バリュエークリエイトパートナーズ(株)設立 代表取締役社長（現任）
1997年10月	同行 投資銀行DC 市場営業部（ロンドン）Head of Trading Group	2012年4月	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（現公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター）正会員（現任）
2001年4月	(株)三井住友銀行 市場営業部（ロンドン）Head of Trading Group	2017年10月	拓和（Japan）(株) Executive Partner
2003年7月	同行 コンサルティング事業部 上席部長代理	2019年12月	公益財団法人今井精一記念財団 入社 常務理事 兼 事務局長（現任）
2003年10月	同行 プライベートバンキング 営業部 上席部長代理	2020年3月	(株)イメージプラン 入社 代表取締役社長（現任）
2004年1月	同行 プライベートバンキング 営業部 プライベートバンカー 上席推進役	2024年12月	当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小澤実氏は、長年の金融機関における業務執行者としての豊富な経験、経営者としての幅広い見識、投資家の視点をも踏まえた金融財務ノウハウを有していることから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者となりました。

8 ひらの きよ ひさ
平野 清久 1963年5月12日生

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月 大和証券(株) 入社
2010年4月 大和クオンタム・キャピタル(株)
代表取締役社長
2013年4月 大和PIパートナーズ(株) 取締役
2014年4月 大和企業投資(株) 取締役
2020年4月 同社 代表取締役社長
2024年10月 リンクパートナーズ法律事務所
アドバイザー（現任）

**所有する当社の株式数**

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平野清久氏は 長年の証券・投資業界における豊富な経験、資本市場に関する高い見識、投資家の視点を踏まえた実務経験を有していることから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。

9 小島 玲子

1975年9月26日生

新任

社外

独立

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年3月	医師国家試験合格 総合病院勤務	2021年5月	同社 執行役員 CWO (Chief Well-being Officer) ウェルネス推進部長
2002年5月	総合病院心療内科 定期外来診療担当、古河電気工業株式会社 専属産業医	2021年6月	同社取締役 執行役員 CWO、ウェルネス推進部長
2010年3月	医学博士号取得	2022年4月	同社取締役 執行役員 CWO、Well-being推進部長
2011年4月	(株)丸井グループ 専属産業医 (現任)	2023年4月	同社取締役 上席執行役員 CWO、Well-being 推進部長 (現任)
2014年4月	同社 健康推進部長		
2019年4月	同社 執行役員		
2020年4月	同社 執行役員 ウェルネス推進部長		



■ 所有する当社の株式数

0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小島玲子氏は、医師・医学博士・産業医としての専門的知見に加え、企業における人的資本経営に対して高い見識を有していることから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 小澤実氏は、2025年9月30日時点で当社の株式の17.58%を保有する有限会社FJPの代表取締役社長を務めております。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 平井敬二氏、木山啓子氏、小澤実氏、平野清久氏及び小島玲子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、平井敬二氏及び木山啓子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。平井敬二氏及び木山啓子氏が原案どおり再任された場合並びに平野清久氏及び小島玲子氏が原案どおり選任された場合、当社は平井敬二氏、木山啓子氏、平野清久氏及び小島玲子氏を独立役員とする予定です。
5. 社外取締役としての在任期間は、平井敬二氏は本総会終結の時をもって9年となり、木山啓子氏は本総会終結の時をもって5年となり、小澤実氏は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社と平井敬二氏、木山啓子氏及び小澤実氏とは、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しており、平井敬二氏、木山啓子氏及び小澤実氏が原案どおり再任された場合、同契約を継続する予定です。
7. 平野清久氏及び小島玲子氏が選任された場合、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の29頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりであります。

	氏 名	企業経営	グローバル	研究開発	財務会計	法務 リスク管理	営業 マーケティング	サステナビ リティ	IT DX	人事 人財開発
取締役	岩 井 孝 之	●	●	●		●		●		
	森 田 周 平	●					●	●	●	●
	上 出 豊 幸	●	●		●	●		●	●	●
	鈴 木 聡	●	●	●	●		●	●		●
	平 井 敬 二	●	●	●						
	木 山 啓 子	●	●					●		●
	小 澤 実	●	●		●	●		●		●
	平 野 清 久	●			●					
	小 島 玲 子	●						●		●

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会及び2019年7月22日開催の臨時株主総会において、「年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く）」と、ご承認いただき今日に至っておりますが、近年、取締役に求められる役割や責務は一層増大しており、当社と同業または同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、更なる成長を目指し多様で優秀な人材の確保・維持にふさわしい報酬水準にすべく、取締役の報酬額を「年額400百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く）」と改定させていただきたいと存じます。

本議案の上程にあたっては、委員長及び委員の過半数が独立社外取締役に構成される指名・報酬委員会の審議を経ており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となります。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、1993年12月24日開催の第29期定時株主総会において、「年額30百万円以内」と、ご承認いただき今日に至っておりますが、前回の報酬額改定から年数が経ち、その間の経済情勢の変化、監査役の担う職務の多様化、それに伴う責任の増大を考慮して、優秀な人材を確保・維持するため有効な報酬水準とするべく、監査役の報酬額を「年額40百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役の人数は3名（うち社外監査役2名）であり、本議案の対象となる監査役も同数（社外監査役も同様）となります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、不安定な世界情勢が続く中、原材料価格やエネルギー価格が高騰し、円安傾向が継続しました。

医療用医薬品業界におきましては、社会保障費の増加に伴う薬価抑制は続くなか、毎年薬価改定が実施されるなどその事業環境はますます厳しくなっております。当社製品につきましては、不採算品再算定による一部製品における薬価引上げの影響により、薬価改定率は全体でマイナス1.1%に留まりました。

このような状況のもと、富士製薬工業グループが経営理念である「成長」と「貢献」のサイクルをより一層循環させ、将来にわたって価値を生み出し続ける姿として、「長期ビジョン2035」を策定し、長期ビジョン2035を実現するために、これからの5年間で、「女性医療での貢献拡大」「バイオシミラー事業による貢献拡大」「グローバルCMO事業による収益貢献」「次の成長ドライバーの仕込み・見極め」の4つの成長戦略とそれを支える経営基盤の強化として「人財の強化」「組織機能の高度化」「デジタルの推進」の3つの施策を中期経営計画として進めております。

当連結会計年度の売上高は、51,677百万円（前期比12.0%増）となりました。「女性医療」は、順調に推移し、その主なものは2024年12月に販売を開始した新薬の月経困難症治療薬アリッサ配合錠、天然型黄体ホルモン製剤エフメノカプセル100mg、経口避妊剤ファボワール錠です。「バイオシミラー」は、2024年5月に販売を開始した乾癬治療薬ウステキヌマブBS皮下注45mg「F」に注力するとともに、2025年9月に3製品を新たに製造販売承認取得し、さらなるバイオシミラー事業拡大に向け歩みを進めております。「グローバルCMO」は、計画通り進捗しております。その他の領域としましては、主に2024年7月以降田辺三菱製薬株式会社から承継した3製品と前期に販売を開始したジェネリック3製品の伸長が貢献しました。

利益面につきましては、売上高の増加に加え、販管費として人件費や減価償却費などが増加した一方、研究開発費は前連結会計年度に計上した新製品の契約一時金等が当連結会計年度は発生しなかったことにより、営業利益は4,990百万円（同28.6%増）となりました。また、デリバティブ評価損の計上などにより経常利益は4,459百万円（同0.3%増）、前連結会計年度の投資有価証券の売却等による一過性の利益がなかったことから親会社株主に帰属する当期純利益は3,000百万円（同51.2%減）となりました。

なお、当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

企業集団の医薬品の領域別売上高

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年9月期)		当連結会計年度 (2025年9月期)	
	金額	構成比	金額	構成比
女性医療	21,162	45.9%	22,372	43.3%
(国内)	21,067	45.7%	22,163	42.9%
(海外)	94	0.2%	208	0.4%
バイオシミラー	1,837	4.0%	1,973	3.8%
CMO	7,950	17.2%	8,342	16.1%
(国内)	3,831	8.3%	4,364	8.4%
(海外)	4,118	8.9%	3,977	7.7%
その他	15,188	32.9%	18,989	36.7%
合計	46,138	100.0%	51,677	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,392百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として9,000百万円、社債の発行1,000百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

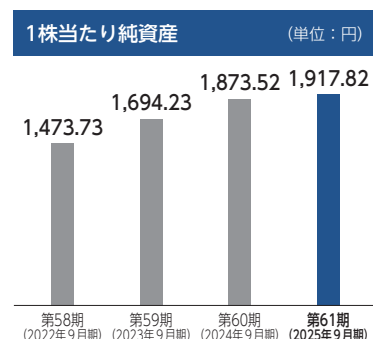
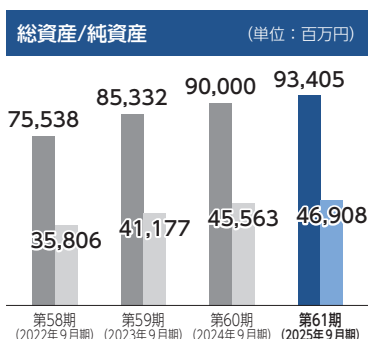
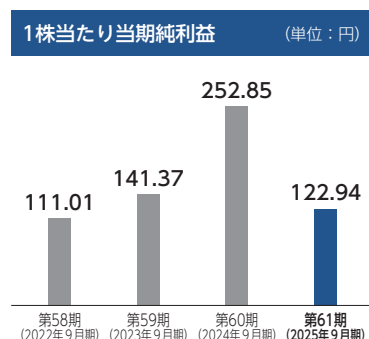
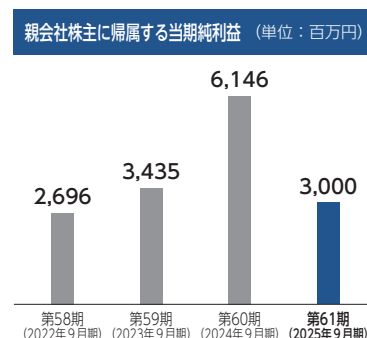
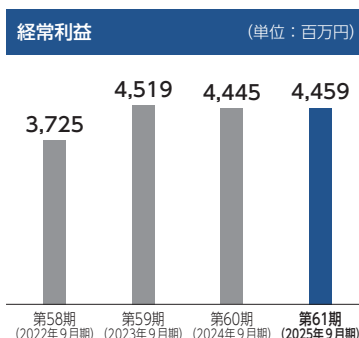
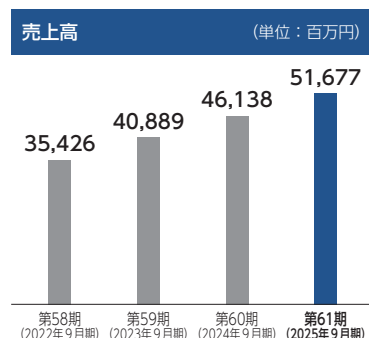
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第58期 (2022年9月期)	第59期 (2023年9月期)	第60期 (2024年9月期)	第61期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高	(百万円)	35,426	40,889	46,138	51,677
経常利益	(百万円)	3,725	4,519	4,445	4,459
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,696	3,435	6,146	3,000
1株当たり当期純利益	(円)	111.01	141.37	252.85	122.94
総資産	(百万円)	75,538	85,332	90,000	93,405
純資産	(百万円)	35,806	41,177	45,563	46,908
1株当たり純資産	(円)	1,473.73	1,694.23	1,873.52	1,917.82

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 純資産額に、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、1株当たり当期純利益金の算定上の基礎となる普通株式の期中平均発行済株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率 (%)	重要な事業内容
OLIC (Thailand) Limited	タイ王国 アユタヤ県	831百万タイバーツ	99.96	医薬品等の製造受託事業

(4) 対処すべき課題

当社では2035年の長期ビジョンとして「女性医療で新たな価値を創出し続け、誰もがwell-beingを実感できる社会へ貢献する」を定めました。

人生のうち、女性は男性よりも25%多い時間を不健康で過ごしていると世界経済フォーラム2024で公表されており、経済産業省からは月経随伴症に伴う経済損失額は約6,000億円、更年期症状による経済損失額は約1兆9,000億円であるといわれ、女性の健康課題の解決は大きな社会問題であると考えております。

そのなかで、当社は50年以上にわたって一人でも多くの女性を笑顔にするために、女性医療に取り組んできており、女性医療領域はわたしたちの貢献と成長の象徴であると捉え、今後、ウィメンズヘルスにおける医療格差がなくなり、女性が男性と同様に健康な生活を送れる世の中を目指し、富士製薬工業グループ全体でそんな未来の創造に貢献する責任があると考えております。

まずは、日本そしてタイの子会社を中心としたASEAN諸国において、当社グループの貢献の範囲が広がっていくことを重要な戦略と位置付けております。

(5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループは、医療用医薬品等の開発・製造及び販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年9月30日現在）

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区
富山工場	富山県富山市
富山工場物流倉庫棟	富山県富山市
富山研究開発センター	富山県富山市
札幌オフィス	北海道札幌市白石区
東京オフィス	東京都千代田区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
大阪オフィス	大阪府吹田市
福岡オフィス	福岡県福岡市早良区

② 子会社

名称	所在地
OLIC (Thailand) Limited	タイ王国アユタヤ県

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,760名 (91名)	102名増 (1名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、有期契約社員及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当社グループの事業は、医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	543名	36名増	44.2歳	10.4年
女性	426名	31名増	41.6歳	11.7年
合計又は平均	969名	67名増	43.1歳	11.0年

- (注) 従業員数は就業人員であり、有期契約社員38名及び嘱託社員56名を含んでおります。

(8) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	17,384
株式会社三菱UFJ銀行	3,450

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入残高には、第1回無担保社債及び第2回無担保社債の残高が含まれております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 56,440,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 24,891,100株 |
| ③ 株主総数 | 13,187名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
有限会社FJP	4,307,000	17.58
今井博文	3,052,750	12.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,159,100	8.81
新井規子	1,240,000	5.06
Lotus Japan Holdings合同会社	1,219,300	4.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,046,222	4.27
株式会社Yamhill Sciences	1,000,000	4.08
今井道子	446,000	1.82
公益財団法人 今井精一記念財団	400,000	1.63
富士製薬工業株式会社 従業員持株会	372,880	1.52

- （注）1. 当社は、自己株式395,643株（発行済株式総数の1.59％）を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記のほか、役員向け株式交付信託の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）40,222株を保有しています。なお、当該株式は連結貸借対照表において自己株式として処理しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	5,718	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

決議年月日	2024年7月18日
新株予約権の数（個）	24,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,400,000 第2回新株予約権：1,650,000 第3回新株予約権：750,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	第2回新株予約権：2,000 第3回新株予約権：2,700
新株予約権の行使期間	自 2024年8月7日 至 2027年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 第2回新株予約権：2,001.70 第3回新株予約権：2,701.00 資本組入額 第2回新株予約権：1,000.85 第3回新株予約権：1,350.50
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

（注）当社は、2025年7月17日開催の取締役会において、当社発行の第1回新株予約権の取得及び消却について決議し、2025年8月1日付で残存する全ての第1回新株予約権を取得及び消却をいたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岩井 孝之	会長
代表取締役	森田 周平	社長 OLIC (Thailand) Limited Director
取締役	上出 豊幸	副社長 富山工場長 OLIC (Thailand) Limited Director
取締役	鈴木 聡	副社長 経営戦略本部長 OLIC (Thailand) Limited Director
取締役	平井 敬二	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業 プログラムオフィサー 北里研究所 北里大学 大村智記念研究所 客員教授 国立大学法人 山梨大学 研究推進・社会連携機構 客員教授 同大学 大村記念微生物資源研究フロウティラ チーフアドバイザー
取締役	三宅 峰三郎	亀田製菓株式会社 社外取締役 株式会社FOOD & LIFE COMPANIES 社外取締役
取締役	木山 啓子	特定非営利活動法人ジェン 理事・事務局長 一般社団法人 東洋と西洋の知の融合研究所 監事
取締役	荒木 由季子	株式会社ナカニシ 社外取締役 TOYO TIRE株式会社 社外取締役 公立大学法人国際教養大学 理事
取締役	小澤 実	行政書士小澤法務事務所 所長 有限会社FJP 代表取締役社長 パリュークリエイトパートナーズ株式会社 代表取締役社長 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 正会員 公益財団法人 今井精一記念財団 常務理事 兼 事務局長 株式会社イメージプラン 代表取締役社長
常勤監査役	尾島 大司	
監査役	三村 藤明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 株式会社SANKO MARKETING FOODS 社外監査役
監査役	相良 美織	株式会社バオバブ 代表取締役

- (注) 1. 2024年12月31日付で、岩井孝之氏はOLIC (Thailand) Limited のDirectorを退任いたしました。
2. 2025年1月1日付で、森田周平氏はOLIC (Thailand) Limited のDirectorに就任いたしました。
3. 2025年1月1日付で、鈴木聡氏はOLIC (Thailand) Limited のDirectorに就任いたしました。
4. 2025年10月1日付で、上出豊幸氏は取締役副社長兼富山工場長から取締役副社長兼経営管理本部長に就任いたしました。
5. 取締役平井敬二氏、三宅峰三郎氏、木山啓子氏、荒木由季子氏及び小澤実氏は、社外取締役であります。
6. 当社は、取締役平井敬二氏、三宅峰三郎氏、木山啓子氏及び荒木由季子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役三村藤明氏及び相良美織氏は、社外監査役であります。
8. 当社は、監査役三村藤明氏及び相良美織氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 監査役尾島大司氏、監査役三村藤明氏及び監査役相良美織氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・尾島大司氏は長年の金融機関における業務執行者としての豊富な知識・経験があります。
 - ・三村藤明氏は弁護士として企業法務及び会社更生法上の管財人としての豊富な知識・経験があります。
 - ・相良美織氏は資産運用会社に勤務し、企業分析に携わってきた豊富な知識・経験があります。
10. 取締役木山啓子氏は、2025年6月に一般社団法人東洋と西洋の知の融合研究所監事に就任いたしました。
11. 取締役荒木由季子氏は、2025年3月に国立大学法人長岡技術科学大学経営協議会委員（非常勤）を、2025年6月にヒロセ電機株式会社社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
12. 今井博文氏は、2024年12月20日開催の第60期定時株主総会終結時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と社外取締役平井敬二氏、三宅峰三郎氏、木山啓子氏、荒木由季子氏、小澤実氏、監査役尾島大司氏、社外監査役三村藤明氏、相良美織氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約による損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎え入れることができるよう、取締役、監査役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では被保険者がその職務の遂行に関連し、責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、業績並びに株式価額に連動した報酬体系としています。報酬水準の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準となるよう、当社と同業または同規模の相当数の企業の客観的な報酬調査データと当社の財務状況等を考慮しながら、金額の妥当性を検証し、必要に応じて見直しを図っております。

個別の報酬額決定に当たっては、指名・報酬委員会において当該事業年度に係る報酬等について審議し、取締役会に報告しております。取締役会は報告内容に基づき、報酬額等の審議及び決議を行っています。

取締役会は、指名・報酬委員会の報告内容について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

また、監査役の報酬については、株主総会決議の範囲内で、監査役会で決議された社内の規定に基づき、常勤監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しています。

ロ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針

個人別報酬の額に対する種類別の報酬等の割合については定めていません。報酬決定に際し、指名・報酬委員会で当社と同業または同規模の相当数の企業の客観的な報酬調査データと当社の財務状況等を考慮し、各種類別の報酬額案を作成しております。取締役会は、指名・報酬委員会の報告にある種類別の報酬等の割合を尊重しております。

八. 報酬の構成

当社の取締役の報酬（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない）は、基本報酬（金銭）と賞与（金銭）、株式報酬があります。

基本報酬は、取締役会であらかじめ定められた役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づく対価と従業員と同じ給与テーブルを用いて計算された報酬で構成されており、固定報酬として給付しております。

賞与は従業員と同じ計算方法を採用しており、一部を固定報酬、一部を業績連動報酬として給付しております。業績連動報酬の評価指標はROA（総資産営業利益率）であり、ROAを選択している理由は、資産を効率的に使用し、いかに収益性を高められるかを経営として重視しているためであり、ROAの結果により、営業利益の10%又は15%を取締役（ただし、代表取締役会長及び社外取締役を除く）を含めた全社員の業績連動報酬の対象とし、支給総額は取締役会で承認しております。当事業年度の目標ROAは7%以上で、実績は7.1%でした。なお、このROAは業績連動報酬控除前の営業利益に基づいて算出しており、損益計算書の営業利益によるROAとは異なります。

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブや取締役と株主の経済的価値の一致を目的として導入しており、株式交付信託を活用し、取締役（ただし、代表取締役会長を除く）に対し取締役会で事前に定めた役位に応じたポイントを付与し、1ポイントを1株として株式及び金銭にて給付しています。

監査役及び社外役員（社外取締役及び社外監査役）の報酬は、取締役会及び監査役会であらかじめ定められた報酬を固定報酬として、金銭により給付しており、賞与及び株式報酬は給付しておりません。役員の基本報酬の額に関する株主総会の決議については、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額200百万円以内（社外取締役の報酬限度額は2019年7月22日開催の臨時株主総会において、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会の承認時に遡って年額30百万円以内にする」と決議しております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く）、1993年12月24日開催の第29期定時株主総会において、監査役の報酬額を「年額30百万円以内」と決議しております。

株式報酬については、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会において、上記の取締役の報酬の限度枠内で、拠出金40百万円を上限に市場から取得した株式を役位及び業績等に応じて支給すると決議しており、2017年12月20日開催の第53期定時株主総会

において、第53期定時株主総会から2020年に開催される定時株主総会までの3年間の間に在任する取締役に対して株式報酬の支給期間を延長する旨、及び延長期間満了時に当社取締役会の決定により3年以内の期間延長を都度決定することができる旨を決議しております。

指名・報酬委員会は取締役及び社外取締役で構成し、取締役及び執行役員の選解任及び報酬に関する事項等を適宜審議のうえ取締役会に報告しております。なお、当事業年度は3回開催しております。

二. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	156	145	1	10	5
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	—	—	1
社外取締役	22	22	—	—	5
社外監査役	9	9	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、本項の報酬限度額は、社外取締役を含めた全取締役の報酬の限度額を定めたものになります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 社外取締役の報酬限度額は、2019年7月22日開催の臨時株主総会において、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会の承認時に遡って年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での社外取締役の員数は、3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）です。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度に係る取締役5名（社外取締役は除く）の役員賞与の支払いに対する引当金繰入額12百万円。
6. 株式報酬については、2014年12月19日開催の第50期定時株主総会において、上記2の取締役の報酬の限度枠内で、拋出金40百万円を上限に市場から取得した株式を役位及び業績等に応じて支給すると決議いただいております。2017年12月20日開催の第53期定時株主総会において、第53期定時株主総会から2020年に開催される定時株主総会までの3年間に在任する取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬の支給期間を延長する旨、及び延長期間満了時に当社取締役会の決定により3年以内の期間延長を都度決定することができる旨を決議いただいております。当該第53期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は4名）です。
7. 2007年12月20日開催の第43期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、監査役1名に対し1百万円（うち社外監査役1名に対し1百万円）あります。なお、支給時期は当該役員の退任時としております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長森田周平に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平井敬二氏は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業プログラムオフィサー、北里研究所北里大学大村智記念研究所の客員教授、国立大学法人山梨大学研究推進・社会連携機構の客員教授及び同大学大村記念微生物資源研究フロウティラ チーフアドバイザーを兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・取締役三宅峰三郎氏は、亀田製菓株式会社の社外取締役及び株式会社FOOD & LIFE COMPANIESの社外取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・取締役木山啓子氏は、特定非営利活動法人ジェンの理事・事務局長及び一般社団法人東洋と西洋の知の融合研究所の監事を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・取締役荒木由季子氏は、株式会社ナカニシの社外取締役、TOYO TIRE株式会社の社外取締役及び公立大学法人国際教養大学の理事を兼務しております。なお、当社と各兼職先、2025年3月に経営協議会委員（非常勤）を退任した国立大学法人長岡技術科学大学及び2025年6月に社外取締役（監査等委員）を退任したヒロセ電機株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ・取締役小澤実氏は、行政書士小澤法務事務所の所長、有限会社FJPの代表取締役社長、バリュークリエイティブパートナーズ株式会社の代表取締役社長、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターの正会員、公益財団法人今井精一記念財団の常務理事兼事務局長及び株式会社イメージプランの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役三村藤明氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の外国法共同事業及び株式会社SANKO MARKETING FOODSの社外監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役相良美織氏は、株式会社バオバブの代表取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平井 敬二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。医薬品企業での経営者としての経験及び研究開発で培った豊富な経験に基づき、特に研究開発や販売計画に関して積極的に発言を行いました。議論の中で不明な点については、積極的に取締役会要請事項として執行側に課題を出しました。また、指名・報酬委員会の委員長として、経営人材の育成や報酬設計にも貢献しました。
取締役 三宅 峰三郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。豊富な経営経験に基づき経営課題全般にわたり積極的に発言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員として、経営人材の育成や報酬設計にも貢献しました。
取締役 木山 啓子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。グローバルな視点でのサステナビリティへの深い造詣をもとに、当社の品質への取り組み、サステナビリティ及びダイバーシティへの取り組みについて積極的に発言いたしました。
取締役 荒木 由季子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。豊富な経営経験や企業におけるサステナビリティの知見をもとに、サステナビリティ戦略及び経営課題について積極的に発言いたしました。
取締役 小澤 実	当事業年度に開催された取締役会13回のうち就任後に開催された10回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。豊富な経営経験や金融財務関連の幅広い見識に基づき、当社の企業価値向上について積極的に発言いたしました。
監査役 三村 藤明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、監査役会13回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から積極的に発言を行っており、特に品質を含むコンプライアンス遵守の取り組みについて助言いたしました。また、当社の内部統制に関して、助言しました。
監査役 相良 美織	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、監査役会13回のうち全てに、社外役員意見交換会2回のうち全てに、社外役員研修1回に出席いたしました。豊富な経営経験及び最新テクノロジーにおける見識に基づき積極的に発言を行いました。

(注) 上記取締役会の開催回数及び出席回数には、臨時取締役会（書面決議含む）の回数は含めておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障を来し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者として、常に高い倫理観をもって行動しなければならないとの認識のもと、富士製薬工業グループ方針として「コンプライアンス方針」を制定している他、当社としても「コンプライアンスに関する行動規範」、「コンプライアンスに関する行動基準」及び「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス委員会が中心となって全役職員向けにコンプライアンス通信を定期発行し同通信を用いた学習の場を設けています。また、e-learningによるコンプライアンス研修を実施するなど、全役職員へのコンプライアンス意識の啓発、浸透を図っています。

コンプライアンス委員会は、各部門の管理職者から選出した委員で構成されており、コンプライアンス教育に関する計画策定及び実施の他、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、各委員からの担当部門における法令・社内規程等の遵守状況の報告を通じて状況を把握し、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を実施しております。

内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、その結果を社長に報告しています。また、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、内部通報制度を利用して（社外窓口を含めた経路で）通報・相談することができ、これらの報告・通報に基づき必要な対応をしています。なお、役職員の法令違反行為については、就業規則に定める賞罰委員会に諮り処分を行っています。

取締役会においては、事務局である経営管理部を中心に、会社法、薬機法、コーポレートガバナンス・コード、当社社員又は社外専門家による研修会を企画・実施する等、取締役の法令等の遵守を確保するための活動を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や「職務権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料を含めて、「文書取扱規程」に定められた期間に準じて適切に保存します。また、必要に応じて閲覧、謄写が可能な条件下で管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「全社リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会においてリスク評価を実施し、全社的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握にあたります。また、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告します。

また、情報セキュリティ強化のため、ネットワークの社内網整備、最新のセキュリティ対策ソフトの導入及び全役職員を対象とした定期的な情報セキュリティ教育を実施するなど、情報漏洩リスクの軽減に努めています。

不測の事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるよう対応します。

また、平時から危機事象に備えるべく、常設のリスク管理委員会において、危機事象対応要領シートを作成し、17の危機類型ごとに対応要領を定めています。毎年、17の危機類型のうち複数の危機類型につき、関係部署で机上訓練を行い、課題を抽出し、対応を進めています。

さらに、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づいた、ビジネスと人権の取り組みを進めています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」及び「職務権限規程」にて取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めるとともに、重要案件については取締役会への上程前に経営執行会議に付議し、執行役員による業務執行の妥当性、リスクの有無等の議論を経ることで、取締役の職務執行の適正性・効率性の確保を図っております。

また、取締役会の実効性についても評価を行い、課題の改善に取り組んでおります。

具体的には、以下の項目の実施により、取締役の職務執行の効率化を図ります。

・取締役と使用人が共有する目標を定め、全社にその浸透を図るとともに、目標達成に向

けて「中期経営計画」を策定する。

- ・取締役会は、中期経営計画が執行により適切に進められていることを監督し、中期経営計画に基づいた毎期の業績の業績目標と予算につき審議し、承認する。
- ・月次の業績は、管理会計データとして経理担当部署から取締役会に報告する。
- ・取締役会は、定期的に前記の各進捗状況等に関する報告を受けて、目標未達があれば担当執行役員にその要因と改善策を報告させ、目標達成の確度を高める。
- ・社外役員打合せ（半期ごと）を開催し、社外役員同士の意見交換を通じた取締役会の実効性の向上を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社に対し企業理念・経営方針を伝達し、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要事項については、当社の承認を要することとし、経営内容・財務状態等については、取締役会等において、担当役員から報告を受けます。また、当社及び子会社において内部通報制度を運用し、子会社からは制度の運用状況について適宜、報告を受けるほか、当社の「監査役会規程」及び「内部監査規程」に基づき、当社グループの監査を必要に応じて実施します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助するスタッフはいませんが、必要に応じて監査役付スタッフを置くこととします。

また、当該スタッフの任免、評価、異動、懲戒については、取締役と監査役の協議により行います。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況を報告します。

取締役及び使用人は全社的に影響を及ぼす重要事項を決定したとき及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告します。

当社は監査役に報告を行った当社グループの取締役あるいは使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行いません。

監査役は、取締役会、経営執行会議及びコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況並びに社内のコンプライアンスの遵守状況を把握するとともに、必要に応じて適宜意見を述べています。

また、監査役は内部監査室と密接な連携をとっており、内部監査報告書を閲覧し社内規定等に対する準拠性を監査するとともに、被内部監査部門への内部監査の結果報告の際には、必要に応じて立ち会いを行っています。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営執行会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは使用人に説明を求める体制をとります。

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるほか、定期協議などで相互の連携を図ります。

監査役は、内部監査室との連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を求めます。

当社は監査役の職務の執行について生じる費用を支払うため、監査役の意見を聞いたうえで毎年一定額の予算を設けることとし、監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した際の費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力・団体とのいかなる関係も排除し、不当要求に対して毅然たる対応をします。警察などの外部機関や関連団体との連携に努めるとともに、総務担当部署に「不当要求防止」の窓口を設置し、反社会的勢力の排除のための体制の整備に取り組めます。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、ステークホルダーの皆様への貢献と当社の成長を通じて、企業価値の一層の向上を図ることに努めており、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」については特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第61期 2025年9月30日現在
資産の部	
流動資産	47,913
現金及び預金	7,245
受取手形	3,241
売掛金	14,746
商品及び製品	6,566
仕掛品	3,233
原材料及び貯蔵品	11,416
前渡金	35
未収入金	296
その他	1,130
貸倒引当金	△0
固定資産	45,491
有形固定資産	20,914
建物及び構築物	9,519
機械装置及び運搬具	3,987
土地	1,340
リース資産	4,301
建設仮勘定	907
その他	859
無形固定資産	13,941
販売権	13,279
その他	661
投資その他の資産	10,635
投資有価証券	5,094
長期前渡金	1,794
繰延税金資産	2,327
その他	1,419
資産合計	93,405

科目	第61期 2025年9月30日現在
負債の部	
流動負債	30,988
支払手形及び買掛金	4,570
短期借入金	15,300
一年以内返済予定の長期借入金	1,281
一年以内償還社債	700
リース債務	582
未払法人税等	963
賞与引当金	1,093
役員賞与引当金	12
その他	6,485
固定負債	15,508
社債	1,750
長期借入金	7,202
リース債務	4,122
退職給付に係る負債	2,215
その他	218
負債合計	46,496
純資産の部	
株主資本	44,137
資本金	3,904
資本剰余金	4,511
利益剰余金	36,219
自己株式	△498
その他の包括利益累計額	2,763
その他有価証券評価差額金	△500
繰延ヘッジ損益	16
為替換算調整勘定	3,135
退職給付に係る調整累計額	112
新株予約権	3
非支配株主持分	3
純資産合計	46,908
負債・純資産合計	93,405

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第61期
	2024年10月1日から 2025年9月30日まで
売上高	51,677
売上原価	30,914
売上総利益	20,763
販売費及び一般管理費	15,773
営業利益	4,990
営業外収益	187
為替差益	35
受取保険金	42
助成金収入	69
その他	40
営業外費用	718
支払利息	330
デリバティブ評価損	322
その他	65
経常利益	4,459
特別利益	—
特別損失	458
減損損失	394
固定資産圧縮損	60
災害による損失	3
税金等調整前当期純利益	4,000
法人税、住民税及び事業税	1,330
法人税等調整額	△608
法人税等の更正、決定等による納付税額	278
当期純利益	3,000
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,000

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
2024年10月1日残高	3,799	4,406	34,256	△505	41,956			
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△1,037		△1,037			
新株の発行（新株予約権の行使）	105	105			210			
親会社株主に帰属する当期純利益			3,000		3,000			
自己株式の処分				6	6			
自己株式の取得				△0	△0			
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）								
連結会計年度中の変動額合計	105	105	1,962	6	2,180			
2025年9月30日残高	3,904	4,511	36,219	△498	44,137			
	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
2024年10月1日残高	885	10	2,665	32	3,592	10	3	45,563
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,037
新株の発行（新株予約権の行使）								210
親会社株主に帰属する当期純利益								3,000
自己株式の処分								6
自己株式の取得								△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,386	6	470	80	△829	△6	0	△835
連結会計年度中の変動額合計	△1,386	6	470	80	△829	△6	0	1,344
2025年9月30日残高	△500	16	3,135	112	2,763	3	3	46,908

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 OLIC (Thailand) Limited

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 以外のもの
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品及び製品は総平均法、商品及び製品以外は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、在外連結子会社は主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物及び構築物 5 年～50 年
- 機械装置及び運搬具 3 年～20 年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、12年間にわたって均等償却しております。

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

・ 販売権

効果の及ぶ期間（5年～25年）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・ 当社のファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

・ 在外連結子会社のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、医薬品の製造販売及び製造受託による収益を得ております。

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、原則として、製品、商品及び受託品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点で重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

製品、商品及び受託品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の実績率で見積もった返品、割戻及び販売奨励金などを控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当社における数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

在外子会社における数理計算上の差異については、発生時に費用処理しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法**イ. ヘッジ会計の方法**

繰延ヘッジ処理を原則としておりますが、為替リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………為替予約
- ・ヘッジ対象……………原材料等の輸入による外貨建買入債務及び予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に原材料等の輸入に対して、実需の範囲内で外貨建買入債務及び予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理による為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(デリバティブ取引の時価評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

デリバティブ債権	129百万円
----------	--------

資産の部 投資その他の資産 その他の科目に含まれております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

デリバティブ債権は、複数品目のバイオシミラーの日本における商業化に関して、独占的なパートナーシップを合意しているルクセンブルクのAlvotech社の株価等に応じて変動する金融資産であります。当該デリバティブ債権は、専門家が行ったモンテカルロシミュレーション法による価値分析を参考に公正価値を算定し評価しております。

② 主要な仮定

モンテカルロシミュレーション法においては評価基準日の市場株価、比較可能な類似会社の市場株価から計算されるボラティリティ、現地のリスクフリーレート等を主要なインプットとしております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

Alvotech社の株価等の変動によりデリバティブ債権の公正価値が変動する可能性があります。

(特定の製剤に係る販売権の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売権

6,482百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

販売権には、製造販売承認に係る承継品、上市後間もない新薬及びバイオシミラー製剤に係る販売権取得支出が含まれております。当該支出は、事業計画に沿って販売することにより、回収可能であることを前提として資産計上しております。

② 主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、当該医薬品売上高における将来にわたる薬価改定率や販売数量であります。薬価改定率は、過去の改定実績などを勘案して見積もっており、販売数量は、過去の販売実績や競合品の販売実績や販売見込、市場規模及び当社の市場シェアの予測を勘案して見積もっております。当連結会計年度において、事業計画について検討した結果、減損の兆候が認められないこと、または、減損の兆候があると判断した販売権については減損損失の認識の判定において当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

事業計画の主要な仮定の前提とした状況変化により事業計画の達成が困難となった場合には、減損の兆候が生じ、減損損失の認識により連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(特定の製剤に係る長期前渡金の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
長期前渡金 518百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

長期前渡金には、女性医療の研究開発を主たる事業としているベルギーのEstetra SRL社より導入した製剤のASEAN諸国における新薬の独占販売権取得に係る支出が含まれております。当該支出は、新薬が将来承認・上市され、事業計画に沿って販売することにより、回収可能であることを前提として資産計上されております。

② 主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、当該医薬品売上高における販売数量などです。製品の販売数量は、競合品の販売実績や販売見込、市場規模及び当社グループの市場シェアの予測を勘案して見積もっております。製品化に向けた薬事申請・承認等のマイルストーンを作成しており、当該マイルストーンに基づき、製品化に向けた進捗状況を確認し、事業計画を達成し回収可能であることを判断しております。当連結会計年度において、事業計画の変動について検討した結果、減損の兆候は生じておりません。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

製品化に向けた困難な状況やスケジュールの著しい遅延が発生した場合や、事業計画の変更により回収が困難となった場合には減損の兆候が生じ、減損損失の認識により連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

役員向け株式交付信託について

当社は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（代表取締役会長及び社外取締役を除く）及び執行役員（株式交付規程に定める受益者要件を充たす者）を対象とした業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ）を取得し、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員等株式交付規程に従って、その役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式及び金銭を毎年交付する株式報酬制度であります。取締役会は、役員等株式交付規程に従い、毎年12月にポイント算定の基礎となる金額を決議し、それに応じた株式を、翌年11月に交付いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

当連結会計年度末において、役員向け株式交付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額は50百万円、株式数は40,222株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	301百万円
機械装置及び運搬具	40百万円
その他	2百万円
ソフトウェア	0百万円
計	345百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,324百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1	24,753,800	137,300	－	24,891,100
合計	24,753,800	137,300	－	24,891,100
自己株式				
普通株式 (注) 2,3,4	441,525	72	5,732	435,865
合計	441,525	72	5,732	435,865

- (注) 1. 普通株式の増加の内訳は、新株予約権行使による増加137,300株であります。
- (注) 2. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託所有の当社株式数40,222株が含まれております。
- (注) 3. 自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取による増加72株であります。
- (注) 4. 自己株式の減少の内訳は、役員向け株式交付信託による減少5,732株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	548	22.5	2024年9月30日	2024年12月23日
2025年5月8日 取締役会	普通株式	489	20.0	2025年3月31日	2025年6月2日

- (注) 1. 2024年12月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2024年9月30日現在で役員向け株式交付信託が所有する当社株式45,954株に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2025年5月8日取締役会決議に基づく配当金の総額には、この配当金の基準日である2025年3月31日現在で役員向け株式交付信託が所有する当社株式40,222株に対する配当金0百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	624	25.5	2025年9月30日	2025年12月22日

- (注) 2025年12月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2025年9月30日現在で役員向け株式交付信託が所有する当社株式40,222株に対する配当金1百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 2,400,000株

6. 金融商品に関する注記**(1) 金融商品の状況に関する事項****① 金融商品に対する取組方針**

当社グループは、医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金を主に自己資金と銀行借入で賄っております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

- ・営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に則り、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を勘案のうえ、取引先から保証金を預かることにより、リスクの低減を図っております。
- ・デリバティブ債権は、複数品目のバイオシミラーの日本における商業化に関して、独占的なパートナーシップを合意しているルクセンブルクのAlvotech社の株価等に応じて変動する金融資産であります。当該デリバティブ債権はモンテカルロシミュレーション法により公正価値算定し評価しておりますが、Alvotech社の株価等の変動によりデリバティブ債権の公正価値が変動する可能性があります。
- ・投資有価証券は、業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、四半期ごとに時価の把握をするなどの管理を行っております。
- ・営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日となっております。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ・借入金及びリース債務については、定期的に金利の動向を把握し、期間、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。
- ・デリバティブ取引の執行・管理については、決裁権限に基づき実施しており、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」をご参照ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含んでおりません（(注) 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	5,084	5,084	－
資産計	5,084	5,084	－
長期借入金（※） 2	8,484	8,045	△438
リース債務（※） 2	4,704	4,599	△104
負債計	13,188	12,645	△542
①ヘッジ会計が適用されていないもの	131	131	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	23	23	－
デリバティブ取引計	154	154	－

- (※) 1. 現金については記載を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 一年以内返済予定のものを含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,084	—	—	5,084
デリバティブ債権	—	—	129	129
為替予約	—	25	—	25
資産計	5,084	25	129	5,239

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,045	—	8,045
リース債務	—	4,599	—	4,599
負債計	—	12,645	—	12,645

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

モンテカルロシミュレーション法においては評価基準日の市場株価、比較可能な類似会社の市場株価から計算されるボラティリティ、現地のリスクフリーレート等を主要なインプットとして算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

為替予約

為替予約の時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割引計算により現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. リース取引に関する注記

(借主側)

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

当社のファイナンス・リース取引に係るリース資産

① リース資産の内容

有形固定資産

医薬品の生産設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

在外連結子会社のファイナンス・リース取引に係るリース資産

① リース資産の内容

有形固定資産

医薬品の生産設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 2024年10月 1日至 2025年9月30日)
医薬品関連事業	製商品の販売	43,203
	医薬品受託製造	8,474
	計	51,677

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等
記載すべき重要な金額はありません。
- ② 残存履行義務に配分した取引価格
当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,917円82銭
- (2) 1株当たり当期純利益 122円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第61期 2025年9月30日現在	科目	第61期 2025年9月30日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	41,219	流動負債	28,145
現金及び預金	5,448	支払手形	231
受取手形	3,241	買掛金	2,797
売掛金	13,344	短期借入金	15,300
商品及び製品	5,945	一年以内返済予定の長期借入金	1,281
仕掛品	2,980	一年以内償還社債	700
原材料及び貯蔵品	8,629	リース債務	580
前渡金	4	未払金	3,211
前払費用	278	未払費用	1,316
未収入金	293	未払法人税等	963
関係会社短期貸付金	693	預り金	90
その他の流動資産	360	賞与引当金	1,093
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	12
		前受金	165
		その他の流動負債	400
固定資産	44,444	固定負債	14,912
有形固定資産	15,622	社債	1,750
建物	7,539	長期借入金	7,202
構築物	167	リース債務	4,120
機械及び装置	1,618	受入保証金	77
車両運搬具	12	退職給付引当金	1,620
工具、器具及び備品	742	長期未払金	140
土地	813		
リース資産	4,298	負債合計	43,057
建設仮勘定	428		
無形固定資産	12,312	純資産の部	
商標権	0	株主資本	43,088
販売権	11,717	資本金	3,904
ソフトウェア	586	資本剰余金	4,510
電話加入権	7	資本準備金	105
投資その他の資産	16,509	その他資本剰余金	4,405
投資有価証券	5,094	利益剰余金	35,171
関係会社株式	6,018	利益準備金	491
出資金	0	その他利益剰余金	34,680
長期前渡金	1,794	別途積立金	5,000
長期前払費用	1,131	繰越利益剰余金	29,680
繰延税金資産	2,189	自己株式	△498
その他	280	評価・換算差額等	△484
		その他有価証券評価差額金	△500
		繰延ヘッジ損益	16
		新株予約権	3
資産合計	85,664	純資産合計	42,607
		負債・純資産合計	85,664

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第61期
	2024年10月1日から 2025年9月30日まで
売上高	47,491
売上原価	28,955
売上総利益	18,535
販売費及び一般管理費	14,329
営業利益	4,205
営業外収益	213
受取保険金	42
助成金収入	69
為替差益	58
その他の営業外収益	43
営業外費用	718
支払利息	330
デリバティブ評価損	322
その他の営業外費用	65
経常利益	3,700
特別利益	—
特別損失	458
減損損失	394
固定資産圧縮損	60
災害による損失	3
税引前当期純利益	3,242
法人税、住民税及び事業税	1,118
法人税等調整額	△607
法人税等の更正、決定等による納付税額	278
当期純利益	2,452

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2024年10月1日 残高	3,799	－	4,405	4,405	387	5,000	28,368	33,756
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				－	103		△1,141	△1,037
新株の発行（新株予約権の行使）	105	105		105				
当期純利益				－			2,452	2,452
自己株式の処分				－				－
自己株式の取得				－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	105	105	－	105	103	－	1,311	1,415
2025年9月30日 残高	3,904	105	4,405	4,510	491	5,000	29,680	35,171

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2024年10月1日 残高	△505	41,455	885	10	895	10	42,361
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,037			－		△1,037
新株の発行（新株予約権の行使）		210				－	210
当期純利益		2,452			－		2,452
自己株式の処分	6	6			－		6
自己株式の取得	△0	△0			－		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,386	6	△1,380	△6	△1,386
事業年度中の変動額合計	6	1,632	△1,386	6	△1,380	△6	245
2025年9月30日 残高	△498	43,088	△500	16	△484	3	42,607

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品は総平均法、商品及び製品以外は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年 機械及び装置 8年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

販売権については、効果の及ぶ期間（5年～15年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品の製造販売及び製造受託による収益を得ております。

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、原則として、製品、商品及び受託品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点に重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

製品、商品及び受託品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の実績率で見積もった返品、割戻及び販売奨励金などを控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(デリバティブ取引の時価評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

デリバティブ債権 129百万円

資産の部 投資その他の資産 その他の科目に含まれております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(特定の製剤に係る販売権の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売権

4,920百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております

(特定の製剤に係る長期前渡金の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

長期前渡金

518百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

3. 追加情報

役員向け株式交付信託について

当社は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（代表取締役会長及び社外取締役を除く）及び執行役員（株式交付規程に定める受益者要件を充たす者）を対象とした業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ）を取得し、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員等株式交付規程に従って、その役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式及び金銭を毎年交付する株式報酬制度であります。取締役会は、役員等株式交付規程に従い、毎年12月にポイント算定の基礎となる金額を決議し、それに応じた株式を、翌年11月に交付いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

当事業年度末において、役員向け株式交付信託が保有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額は50百万円、株式数は40,222株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額

建物	299百万円
構築物	1百万円
機械及び装置	40百万円
工具、器具及び備品	2百万円
ソフトウェア	0百万円
合計	345百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,239百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,736百万円
営業取引以外の取引による取引高	14百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式 (注) 1.2.3	441,525	72	5,732	435,865
合計	441,525	72	5,732	435,865

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託所有の当社株式数40,222株が含まれております。

(注) 2. 自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取による増加72株であります。

(注) 3. 自己株式の減少の内訳は、役員向け株式交付信託による減少5,732株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

退職給付引当金	521百万円
賞与引当金繰入額否認	334百万円
棚卸資産評価損	207百万円
未払事業税	68百万円
賞与社会保険料否認	49百万円
その他有価証券評価差額金	221百万円
その他	976百万円
繰延税金資産 小計	2,379百万円
評価性引当金	△5百万円
繰延税金資産 合計	2,373百万円
デリバティブ評価益	△184百万円
繰延税金負債 合計	△184百万円
繰延税金資産の純額	2,189百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
法人税等特別控除	△10.7%
住民税均等割	0.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
修正申告による追加納付	5.0%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4%

8. リース取引に関する注記

(借主側)

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

医薬品の生産設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OLIC (Thailand) Limited	タイ王国 アユタヤ県	831	医薬品等の 製造受託事業	(所有) 直接99.96	製品の仕入 役員の兼任 資金の援助	製品の仕入 (注1,2)	1,662	買掛金	—
							資金の貸付 (注3)	—	関係会社 短期貸付金	693

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 取引条件は、両社協議のうえ、契約等に基づき決定しております。
3. OLIC (Thailand) Limitedに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,742円11銭
(2) 1株当たり当期純利益	100円50銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

特記事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

富士製薬工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 峯 輝 一
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡 邊 崇

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士製薬工業株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士製薬工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

富士製薬工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 永 峯 輝 一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 渡 邊 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士製薬工業株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

富士製薬工業株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 島 大 司 印

社外監査役 三 村 藤 明 印

社外監査役 相 良 美 織 印

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
8階「大ホール」

東京都新宿区市谷八幡町8番地

サポートが必要な株主様へ

車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。



交通

■ JR総武線	市ヶ谷駅	徒歩 2分
■ 東京メトロ南北線	市ヶ谷駅	7番出口 徒歩 1分
■ 東京メトロ有楽町線	市ヶ谷駅	7番出口 徒歩 1分
■ 都営新宿線	市ヶ谷駅	4番出口 徒歩 2分

*お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。